

令和 7 年度
重要事項説明書

大地の子福祉会
大地の子こども園

目 次

- ① 事業者、施設の概要、施設・設備の概要 . . . P.1
- ② 法人理念、運営理念、施設の目的・運営方針
教育・保育の理念・方針・目標・内容
提供する教育・保育の特色 . . . P.2～3
- ③ その他実施する事業、職員体制、教育・保育の提供を行う日及び
提供を行わない日、学期 . . . P.3～4
- ④ 教育・保育を提供する時間、平日及び土曜日利用について
行事について、利用料金等 . . . P.4～6
- ⑤ 選考基準（1号） . . . P.6
- ⑥ 利用の開始・終了・留意事項、保育中の体調不良によるお迎えに
ついて、薬の取り扱いについて . . . P.6～7
- ⑦ 給食等、保育園における食物アレルギー対応（除去食の考え方等）
嘱託医 . . . P.7～8
- ⑧ 緊急時における対応、非常災害対策、緊急連絡・お知らせ事項に
ついて、虐待防止のための措置 . . . P.8～9
- ⑨ 怪我と保険について
安全面について、乳幼児突然死について . . . P.9～10
- ⑩ 秘密保持に関する事項、個人情報保護に関する事項
地域との連携に関する事項 . . . P.10～11
- ⑪ 賠償責任保険の加入状況、業務の質の評価について
苦情相談窓口・第三者委員の設置、その他運営に関する事
小規模保育園について . . . P.11～12
- ⑫ 利用時間・延長時間・預かり保育時間と料金について . . . P.12

① 事業者、施設の概要、施設・設備の概要

【事業者】

事業者の名称	社会福祉法人 大地の子福祉会
事業者の所在地	沖縄県糸満市字兼城 341 番地
事業者の TEL・FAX	TEL：098-994-9288 FAX：098-995-3316
代表者氏名	理事長 上原 優子
法人設立年月日	平成 16 年 3 月 10 日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営、小規模保育事業の経営

【施設の概要】

種 類	第 2 種社会福祉事業						
名 称	社会福祉法人大地の子福祉会 保育所型 認定こども園 大地の子こども園						
所 在 地	沖縄県糸満市字兼城 341 番地						
T E L ・ F A X	TEL：098-994-9288 FAX：098-995-3316						
施 設 長 氏 名	上原 勇人						
開 設 年 月 日	平成 16 年 4 月 1 日						
利 用 定 員		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	2・3 号	9 人	15 人	20 人	22 人	22 人	22 人
	1 号				5 人	5 人	5 人

【施設・設備の概要】

敷 地 面 積	1, 4 1 1. 9 9 m ²		
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	
	延 床 面 積	1, 0 1 5. 2 3 m ²	
施設設備の数と面積	0 歳児室	ひよこ	7 1. 2 m ²
	1 歳児室	りす	4 5. 5 8 m ²
	2 歳児室	うさぎ	2 9. 4 m ²
	3 歳児室	ぱんだ	5 6. 0 m ²
	4 歳児室	ぞ う	1 3 9. 2 m ²
	5 歳児室	きりん	7 7. 2 5 m ²
	遊戯室		1 6 0. 2 5 m ²
	部屋数	(7)	
屋外遊戯場（園庭）		5 3 8. 2 8 m ²	

② 法人理念、運営理念、施設の目的・運営方針、教育・保育の理念・方針・目標・内容、提供する教育・保育の特色

【法人理念】人々の幸福な人生に貢献する

I 愛する心、II 自立の心、III 相互扶助の心

人々が幸せな人生を送るために、愛する心と自由な空間の中で人権が尊重され、夢あふれる相互扶助の社会づくりに貢献する。

【運営理念】「笑顔あふれる運営」「相互扶助の運営」「共に育ちあえる運営」

【施設の目的、運営方針】

【施設の目的】大地の子こども園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。

◆運営方針

- ア. 当園は、教育・保育の提供に当たって、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- イ. 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとします。
- ウ. 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとします。
- エ. 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとします。
- オ. 当園は、「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

【教育・保育の理念、方針、目標、内容】

【教育・保育理念】	【教育・保育方針】
自己肯定感を育む／生きる力と心を育む	一人ひとりの気持ちに寄り添い、自主性と協調性を育む
【教育・保育目標】	【教育・保育内容】
だ・・誰とでも仲良く遊ぶ子	選べる環境作りと、縦割り保育で自ら育つ力を支援する
い・・いつも笑顔で優しい子	5つの快（快食、快眠、快便、快話、快清）で子どもの生活リズムを確立する
ち・・力強く自立する子	様々な体験を通し、自信のある子を育む
の・・のびのび元気な子	充実した給食の提供と、運動遊び等で元気な体作りを促進する
こ・・言葉で伝えあい、人の話が聞ける子	教育環境を創意工夫し、人と関わる力を育む

【提供する教育・保育の特色】

1. SDGs の教育・保育（自己肯定感を育む）

幼少期から、子ども達が地球のためにできることを絵本や毎日の生活の中から気づいたり、多様性のある考え方を身につけたりすることで、自己肯定感を育みます。子ども達が楽しみながら、地球環境について興味関心をもてるような環境づくりを意識し、SDGs をイベントや行事に取り組むことで、身近に感じていきます。

2. 異年齢児教育・保育（見て、して、学ぶ）

0歳～5歳の異年齢が個々の発達に合わせて交流します。10の育ちに繋がるコーナー玩具等を自由に遊べる空間で、異年齢で遊ぶことにより子ども達は、目で見ても真似をして、相談し教え合うことで物・事・人の関わりの学びに繋がっていきます。就学に向けて仲間との関わりを深め、広めたり、相互扶助の心を育てます。

3. 主体的な教育・保育（生きる力）

子どもは自ら育つ力「自己教育力」が備わっています。できるだけ子ども達と話し合って遊びを勧め、議論する力を付けます。子ども達が選んで決定した遊びや、子ども達が作った遊びの中から、発見や感動を共に、自分らしく生きる力を育みます。

4. 体験教育・保育（成功体験）

子どもの自発性の出発は「面白い」「楽しい」という快の感情から、「もっとやりたい」と主体的に関わろうとします。いろいろな遊びの体験の楽しさが増すことで興味関心が高まり、繰り返し挑戦することにより達成感の記憶をたくさん残し、成功体験の積み重ねを通して、自信に繋がります。

③ その他実施する事業、職員体制、教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日、学期について

【その他実施する事業】

延長保育	有	障がい児保育	有
地域活動事業	地域の子育て事業・乳幼児保育に関する相談・助言		

【職員体制】（変更もありあます）

役職	員数	職務の内容
園長	1名	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長	1名以上	園長は副園長の順位を定めた上で、業務を分散させる。第1副園長は園務をつかさどる園長の補佐、及び経理を業務とする。第2副園長は園長の補佐、保護者支援、職員の労務管理、自己保育所評価の職務を担う。また、第1及び第2副園長は園長が不在時に所属職員の指揮監督をする。
主幹保育教諭	1名以上	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、教育・保育内容について他の保育士を統括する。
副主幹保育教諭	1名以上	保育教諭・保育士と各クラスの報告・連絡・相談をしながら連携を図り、乳幼児部を管理・指導し主幹保育教諭を補佐する。
専門リーダー	1名以上	4つ以上の専門分野の研修を終了し、専門分野で専門性を発揮するとともに、専門分野のリーダーとして、教育・保育の質の向上と支援に貢献する。子育て支援担当は、地域の保護者支援・子育て支援を行う。

職務分野別 リーダー	1名 以上	1つ以上の専門分野の研修を終了し、職務分野で専門性を発揮するとともに、職務分野のリーダーとして、教育・保育の質の向上と支援に貢献する。
保育士 保育教諭	複数 人以上	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡、保護者支援等の業務を行う。パート勤務の職員は、教育・保育に従事し、計画の実施、家庭連絡、保護者支援等の業務を行う。
保育補助	1名 以上	保育士の補助（翌日の準備、定期的な行事の準備及び前日対応、保育士との共同による保育の実施、清掃など）を行う。
事務員	1名 以上	事務管理の補佐及び事務一般の処理を行う。
用務員	1名 以上	園児との交流・お世話、園内外の清掃及び保全管理の補助を行う。
嘱託栄養士	1名	子どもの発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成し、アレルギーや食事に関する助言や相談を行う。
嘱託医（小児科・歯科）	2名	子どもの健康に関する診察・指導、子どもの歯科衛生に関する診察・指導、虫歯の予防に関する助言を行う。

【教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日】

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、慰霊の日（6月23日）

※以下の期間及び日においては、1号認定こどもに対する教育・保育の提供は原則として行いませんが、単発の預かり保育をご利用できます。（夏季・冬季・春季休業、土曜日）

【学期】1年を次の3学期とします。

- （1）第1学期 4月1日から 8月31日まで／夏季休業 7月21日から8月31日まで
（2）第2学期 9月1日から12月31日まで／冬季休業 12月26日から1月5日まで
（3）第3学期 1月1日から 3月31日まで／春季休業 3月25日から4月6日まで

④ 教育・保育を提供する時間、利用料金、平日及び土曜日利用について、行事について、利用料金等

【教育・保育を提供する曜日・時間】

（1）開所日時

月 曜 日 ～ 土 曜 日	7時から18時まで
---------------	-----------

（2）教育・保育時間

利用区分	利用時間	預かり保育
1号認定	月～金曜日 8：30～13：30	月～金 13：30～18：00 月～金（長期休暇中の教育・保育）8：30～18：00
2・3号認定 （標準時間）	月～土曜日 7：00～18：00	月～金 18：00～18：30
2・3号認定 （短時間）	月～土曜日 a. 8：00～16：00	月～金 前延長 7：00～ 後延長 18：30 まで

	b. 8:30～16:30 c. 9:00～17:00		
2・3号認定 (短時間)	月～土曜日 a. 8:00～16:00 b. 8:30～16:30 c. 9:00～17:00	月～土 前延長 7:00～ 後延長 18:00 まで	右記 a,b,c の利用開始・終了時間帯に依じて

【平日・土曜利用について】

●食材発注、職員配置の関係上、コドモンアプリの「出欠の利用申請」から利用日の申請をお願いします。保護者は必ずコドモンアプリをダウンロードしてください。

【土曜日利用について】

●第2・3土曜日は職員の園内外研修、厨房機器の点検やメンテナンス等作業がありますので、保育利用の理由が就労以外の場合には、可能な限り家庭保育のご協力をお願いします。なお、利用希望者は弁当持参となります。

※土曜保育の利用希望者は、新年度開始前に「令和7年度土曜保育申請書」の提出をお願いします。

【行事（親子参加型）について】

親子参加型の行事は土曜日に実施する予定ですが、諸般の都合により日程が変更になる場合があります。

※行事は午前中で終了します。午後は行事の後片付け、ミーティング、保育環境の整備活動等を行いますので、可能な方は午後から家庭保育のご協力をお願いします。

※卒園式は卒園児の保護者のみ、入園式は新入園児の保護者のみが参加です。それ以外の行事は全保護者が参加となります。

【利用料金等】

(1) 利用料金（※金額及び対象年齢が変わる場合もあります）

教育・保育に係る利用者負担額（保育料3号）		保護者が居住する市町村が定める利用者負担額（保育料）
延長保育料		18:00～18:30（月～金）300円／30分 ※短時間保育の場合、月～土の利用時間外は前延長・後延長ともに300円／30分となります（平日最大2,400円／240分）
給食費（3歳以上） ※副食費免除対象者は主食費のみ		【1号】 月額6,000円（主食費1,500円＋副食費4,500円） 【新2号】 月額6,500円（主食費1,600円＋副食費4,900円） 【2号】 月額7,000円（主食費1,800円＋副食費5,200円）
保護者会費		月額 300円／人
預かり保育（1号） 無償化	対象	平日450円×利用日数(上限11,300円)、土曜日550円×利用日数※上限金額以内であれば保護者からの徴収はありません。
	対象外	[単発] 平日500円／日、土曜日1,000円／日 [月額／契約] 6,000円／日（8月のみ10,000円／日） ※満3歳児の利用者は預かり保育料を免除する。但し、保護者の就業を条件とする。

※3・4・5 歳児は、主食費・副食費・保護者会費は毎月 17 日の支払いとなります。一括払い等をご希望の場合はご相談ください。一括払い後、年度途中の退園等になれば、差額分はお返しいたします。

※お支払いが 2 カ月滞った場合は連帯保証人に請求をしますが、それでも未払いが続くならば、受入拒否または退園の手続きを行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 個人用購入物品 実費徴収となります。入園式までに必ずお支払いください。

購入目的	教育・保育の実践のために使用するため			備考
物品名称	帽子	園シャツ	絵具、クレヨン等	※物価変動等で金額が変更になることもあります、あらかじめご了承ください。
対象年齢	0～5 歳児	2～5 歳児	3～5 歳児	
金 額	955 円	上着 1,000 円	1,000～1,200 円	

(3) 支払方法

教育・保育に係る利用者負担額（保育料）	口座振替 口座引き落とし日は毎月 17 日 （17 日が休日の場合は翌営業日） ※現金でのお支払いは、原則として受け付けておりません。 ※引き落とし手数料（100 円+税）は、保護者負担となります。 残高不足の場合は、保護者が振込手数料負担で、園の口座に振り込んでいただきますのでご了承ください。
延 長 保 育 料	
給 食 費 （ 1 ・ 2 号 ）	
保 護 者 会 費	
預 かり 保 育 （ 1 号 ）	

⑤ 選考基準（1 号）

【選考基準（1 号）】

(1) 1 号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園の基準に基づき選考を行います。

- ・第一優先…在園児、在園児・卒園児の兄弟姉妹、当園の子育て支援事業をご利用された児童
- ・第二優先…潮平・西崎区域に本籍を有し、糸満市に住所を有する児童

(2) 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもについては、糸満市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定します。

(3) 前 2 項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定します。

⑥ 利用の開始・終了・留意事項、保育中の体調不良によるお迎えについて、薬の取り扱いについて

【利用の開始・終了・留意事項】

(1) 利用の開始について

糸満市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、【本重要事項説明書等】に同意され、且つ「利用に関する確認兼同意書・誓約書」を提出した後に保育の提供を開始します。

(2) 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- ア. 1 号認定子ども及び 2 号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- イ. 2・3 号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ウ. その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 留意事項

ア（告知・報告）

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

イ（保育不可日）

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

- a 利用乳幼児が感染性の病気で、他の乳幼児に感染するおそれがあるとき。（治癒後、感染症の種類によっては、医師の診断書または保護者が記入する「登園許可書」が必要となります。）
- b 利用乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- c 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

ウ（不正行為への対応）

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して糸満市に通知いたします。

【保育中の体調不良によるお迎えについて】

下記の症状が見られた場合は、電話連絡後、1時間以内のお迎えをお願いします。

- ・38度以上の発熱、但し熱性痙攣の持病がある園児は37.5度以上の発熱
- ・下痢2回、嘔吐2回、目の充血、湿疹等

※上記の症状で病院受診時、感染性がある場合は登園できません。

※上記以外でも、保護者に判断を仰いでお迎えをお願いすることがあります。

【薬の取り扱いについて】

「原則として薬は預からない」ことになります。お子さんに与薬が必要な場合は、医師の診察を受ける時にお子さんが現在何時から何時まで保育園に在園していることや、保育園では原則として与薬ができないことを伝え、保育時間を避けた1日2回の処方してもらうことを相談し、ご家庭で与えていただくか、お家の方が来園して与えてくださるようお願いいたします。但し、慢性疾患など園児が薬の使用なしでは健康的な日常生活を過ごせない場合に限り、医師の診断書をもとに、指示薬をお預かりして与薬していきます。

■与薬が可能な薬:慢性疾患(心臓病など)の治療薬、熱性けいれん、てんかん等の予防薬、抗アレルギー薬、喘息薬、アトピー性皮膚炎、湿疹等の軟膏

⑦ 給食等、保育園における食物アレルギー対応、嘱託医

【給食等】

(1) 給食の提供にあたって(株)日清医療食品へ業務委託し、自園で調理を行なっています。

・喫食発注のため、遅刻やお休みの場合は8時30分までにご連絡ください。

- ・栄養士による年齢に合わせた栄養や個人の成長を考慮した完全給食です。
- ・保育園では、栄養を十分に考慮した給食（主食、副食、おやつ）を行っております。献立表や食育だよりを毎月コドモンにて配信しますので、ご家庭の食事にも献立表を活用し、バランスの取れた食事をさせてください。
- ・アレルギー体質のお子さんは、医師の「生活管理調査表」「検査報告書」「指示書」に基づいて個々

に合わせた完全除去食と代替食で対応しています。

・食育の取り組み、偏食指導

(2) 給食の開始時間について

※食事の取り置きは、離乳食は10時30分、幼児食は11時までです。以降の登園は各自で食事をすませてからの登園となります。なお、午前間食（おやつ）を希望する0～1歳児は8時55分までに必ずコドモンで登園の打刻を行なってください。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
午前間食	9:00 (8:55打刻)					
昼食	10:30	11:00		11:30		12:00
午後間食	14:30		15:00			
備考	離乳食は2回食（10:30、14:30）※発達に応じて食事の時間が変わります					

【保育園における食物アレルギー対応（除去食の考え方等）】

ア. 食物アレルギー対応は、栄養士の指導の下、除去食や代替食を慎重に進めていきます。必要の際は、医師からの「検査報告書」「指示書」「生活管理指導表」をご提出ください。

イ. 保育所の食物アレルギー対応における原因食品の除去は、完全除去を行うのが基本です。

ウ. 子どもが初めて食べる食品は、家庭で安全に食べられることを確認してから保護者の同意書を提出し、保育所での提供になります。なお、初めて食べる際には翌日が休みの日（日曜・祝日・保護者の休み）に行ってください。

エ. 食物アレルギーの有症率は、乳児期が最も多いですが、成長と共に治癒する事が多いことから年1回の医師の「生活管理指導表」を提出して見直しを行います。

オ. 給食の提供を前提として食物アレルギーのない子どもと変わらない安全・安心な給食が提供できるような環境（設置場所・配膳・配食者等）を整備します。

（厚生労働省 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 2019年改訂版 参照）

【嘱託医】以下の医療機関（小児科・歯科）と嘱託医契約を締結しています。

類 型	医 療 機 関 名	院 長 名	所 在 地	電話番号
小児科	くでけん小児科	久手堅 修	糸満市6丁目11-8チャイルドハウス2階	098-994-2099
歯 科	上原歯科クリニック	上原 智也	糸満市西崎6-15-2	098-992-2888

⑧ 緊急時における対応、非常災害対策、緊急連絡・お知らせ事項について、虐待防止のための措置

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、原則、保護者の勤務先へご連絡差し上げますが、連絡が取れない場合は緊急連絡先に行います。また緊急時には、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、ご了承ください。※職場や携帯の変更は、必ず糸満市保育こども園課や当園に申し出てください。

〈近隣の緊急連絡先〉

警 察 署	糸満警察署：995-0110 ※緊急時に備え、警察直通の通報装置を設置しています
消 防 署	糸満市消防本部：992-3661
保 安 警 備	レキオ・セキュリティーサービス：852-2700

【非常災害対策】

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な地震訓練等を実施しています。当園ではホームページやコドモン等で、緊急時やお知らせ事項等を配信していますのでご確認をお願いします。	
防火管理者	上原 勇人 【消防計画届出年月日】 消防署 平成 23 年 5 月 11 日
避 難 訓 練	糸満市幼年消防クラブ員に所属し、毎月 1 回避難訓練を実施（避難・救出・消火・防火と幼年消防の誓い・道路のクリーンアップや近隣への啓蒙活動を行う）地震・津波避難訓練、不審者対策訓練を実施
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器、火災通報設備

【緊急連絡・お知らせ事項について】

当園では緊急時やお知らせ事項（園だより、クラスだより、保育活動内容、献立等）の連絡方法として、スマートフォンアプリ「コドモン」を利用しています。保護者の携帯電話に「コドモンアプリ」の登録が必須事項となります。登録後、園からのメッセージを確認でき、保護者からも出欠等の連絡を当園に送る事ができますので、ぜひご活用ください。
--

【虐待防止のための措置】

利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を定め、職員に対する研修を実施します。必要に応じて行政機関と連携を図ることで、情報の共有を行い、虐待防止に努めてまいります。	
虐 待 防 止 責 任 者	氏名：上原 勇人 TEL：994－9288

⑨ 怪我と保険について、安全面について、乳幼児突然死について

【ケガと保険について】

認定こども園には多数の園児が共同生活を営んでおり、怪我や事故のリスクが少なからず潜んでいます。園児の怪我や事故防止のために、配置基準以上の職員を配置し、安全対策は十分に努めていますが、日常的に不可抗力や自損による怪我も多いこともご理解の上、お預けください。安全な環境を提供するためには、園と保護者が連携・協力し合うことが重要ですので、以下のルールを守ることが大切です。（ルール事例：頭部保護のため園庭活動や園外活動時は帽子を必ず着帽する、園児同士の怪我防止のため爪は短く切る、おもちゃや食べ物・薬・家庭用品などは園内に持ち込まない、お部屋で走らない、駐車場では大人と手をつなぐ等） 緊急時に備えて全園児対象の傷害保険に加入しております。園児が事故や怪我を負った場合、保護者へ連絡を行いますが、怪我等の程度によっては、病院受診の対応をお願いします。 <u>保護者が医療機関で負担した費用については、園で保証しますので、受診時には健康保険証の提出をお願いします。</u> なお、園児の事故や怪我の場合、保護者の休業補償はできませんのでご了承ください。
--

【安全面について】

当園では、職員が糸満消防署や外部講師による普通救命講習を受講しています。また、園内に AED を設置し、安全に配慮しています。

【乳幼児突然死について】

◆園での対応

- 赤ちゃんを一人で寝かせません、うつ伏せ寝はさせません。
- 毎朝の受け入れ時の視診を重視し、体調に気を付けます。
- 一人ひとり保育士が見守り、赤ちゃんの様子を定期的に観察します。
- 簡易ベッドを使用しています。空気の通りがよく、窒息等を予防します。
- 枕は使いません。布団の周りにはひもやタオル・ぬいぐるみ・おしゃぶり・スタイなど、危険なものは置きません。
- 定期的に健康診断を行い、お子さんの発達の様子を把握していきます。
- 0・1 歳クラスは 5 分おき、2 歳クラス(3 歳児未満)は 10 分おきの睡眠チェックを行っております。(厚生労働省 乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン第 2 版参照)

⑩ 個人情報保護に関する事項、秘密保持に関する事項、地域との連携に関する事項

【個人情報保護に関する事項】

当園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令等を遵守し、園方針に基づいて個人情報保護に努めております。個人情報の使用について安全に留意するとともに意見を尊重し、以下のとおり、個人情報を適切に取り扱います。

ア 当園での個人データの利用

- ・園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー、靴箱等）や個人で使用する物品（帽子・コドモン入退室カード等）に名前を記載します。
- ・園内の掲示物（クラス誕生表、当番表、園児作品等）
- ・園だより・クラスだより・行事写真に写真を記載します。
- ・運動会・生活発表会等の DVD 販売として撮影されます。

イ パンフレット・ポスター・ホームページ・コドモン等での写真データの利用

- ・当園で撮影した画像データは、当園に関するパンフレット・ポスター・ホームページ・コドモンなどで使用します。
- ・個人が特定できる個人情報の記載は行いません。
- ・保護者から写真の撮影中止・修正の要請を受けた場合は内容確認の上、速やかに対応をします。

ウ 保護者による園内に於て園庭で遊ぶ園児の写真及び動画撮影や子どもの写真及び名前が記載されている掲示物の撮影禁止について

- ・個人情報保護のため、写真及び動画撮影は、禁止とさせていただきます。
- ・保護者参加の行事等は、撮影は可能としますが、他園児が写っている静止画や動画を SNS への投稿・配信する行為は禁止となります。
- ・入園の際に「個人情報取り扱いに関する同意書」を提出して頂き、保護者の承諾の有無の確認を行います。

【秘密保持に関する事項】

- ・当園では園内における撮影に関して、個人情報保護の観点から禁止とします。
- ・当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者秘密を保持し、職員の退職後においても同様に秘密を保持します。

【地域との連携に関する事項】

地域交流、地域のお年寄りと一緒に手遊びや交流をします。

地域と連携した行事等	浜川団地まつりに園児が出演し、保護者も一緒に交流を行う
人形劇観劇	地域の方と一緒に人形劇観劇をし、交流する
その他	小中高からの職場体験、インターシップの受入れ・園庭開放 社協の行事参加・幼年消防クラブで火の用心啓蒙

- ⑪ 賠償責任保険の加入状況、業務の質の評価について、苦情相談窓口・第三者委員の設置、その他運営に関する事、小規模保育園について

【賠償責任保険の加入状況】

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	賠償責任保険（施設管理者・生産物）、普通傷害保険
保 険 の 内 容	賠償責任保険 施設・設備の不備および施設を拠点に行う業務より発生した事故の損害補償リスク及び、製造・販売した製品・サービスなどが原因の事故による損害賠償リスクを補償する

【業務の質の評価について】

保 育 所 の 自 己 評 価	実施方法：国の定めるガイドラインに準拠して園内の自己評価を集計し、課題に取り込む／公表方法：園内掲示
-----------------	--

【苦情相談窓口・第三者委員の設置】

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しております。

相談・苦情受付担当者	新城 由美子	連絡先 TEL 098-994-9288 ※第三者委員は園内掲示
相談・苦情解決責任者	上原 勇人	
第三者委員	崎濱 盛道、渡久山 絹枝	

【その他運営に関する事】

- ・当園の敷地内及び駐車場はすべて禁煙です。
- ・当園では保護者会活動を行っており、活動費を徴収して園児の教育・保育活動にも使用しています。（親子行事・お土産、じゃがいも掘り、クラス写真、消耗品等）
- ・登降園については、原則として保護者が付き添うものとします。
- ・出欠の連絡は、原則保護者がコドモンまたは電話連絡で行うものとします。
- ・保護者から当日の出欠連絡がない場合には、施設から電話連絡等で状況を確認します。

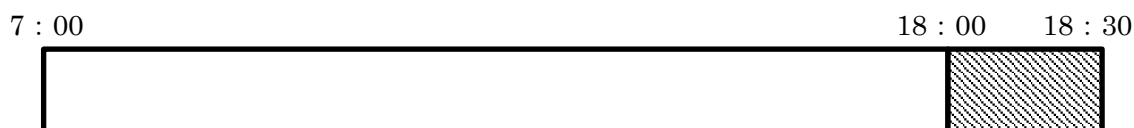
【当福祉会の小規模保育園について】

大地の子おひさま保育園（令和3年4月1日開設）	
定員	0歳児：6名、1歳児：6名、2歳児：6名
住所／連絡先	糸満市字糸満 1577-1 / 098-994-5650
連携施設	大地の子こども園、糸満ちくば第2こども園、糸満南こども園
教育・保育理念	自己肯定感を育む、生きる力と心を育む
親子ひろば おひさま	火・木 9：30～11：00 予定

⑫ 利用時間・延長時間・預かり保育時間と料金について

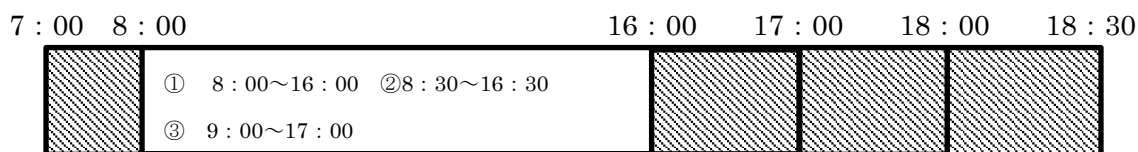
【利用時間・延長時間・預かり保育時間と料金について】

2号・3号（標準時間）



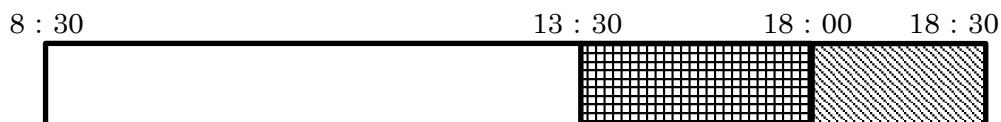
○料金：糸満市の定める利用者負担額＋延長利用料（延長利用者のみ）

2号・3号（短時間）

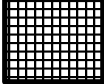


○料金：糸満市の定める利用者負担額＋延長利用料（延長利用者のみ）

1号（教育標準時間）※8月利用時も同様とする



○料金：預かり保育利用料（預かり保育利用者で無償化対象外の方のみ）

	保育時間 教育標準時間		延長保育		預かり保育
---	----------------	---	------	--	-------

※土曜日は18：00までとなっており、延長保育はありません。

※延長保育料は30分300円となります。

令和7年度改訂版